

**道路法施行令の一部を改正する政令案及び
開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの実施結果**
【実施期間：令和7年10月31日（金）～令和7年11月29日（土）（30日間）】

提出件数：計6件（本案に関係のないご意見や趣旨が不明確なご意見は当該件数に含まれておりません。）

	提出意見	国土交通省の考え方
1	<p>占用料の増額は、電気料金等の値上げにつながりかねないことから、慎重に行うべき。</p>	<p>今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>今回の改正案は、道路法施行令および開発道路に関する占用料等徴収規則に基づき、固定資産税評価額の見直しや地価変動率の変動を除き、占用料の単価を改定するものと理解しています。道路の維持や管理に必要な財源を、占用物件の利用実態に応じて見直すという考え方には一定の合理性があり、制度の透明性を高める取り組みとして評価できます。</p> <p>ただし、今回の改定内容を拝見する中で、いくつか気になる点がありました。以下に、制度の実効性や公平性、そして地域の暮らしへの影響という観点から、改善や補正をお願いしたいことをまとめます。</p>	<p>占用料は、公物である道路を継続的に使用する特定の者から、その使用の対価を徴収するものです。事例によってその影響は様々であるところ、パブリックコメント等の機会において、占用料の単価表を一覧的に示しているところですが、いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>■ 占用料の引き上げによる負担増について</p> <p>多くの物件で占用料が10?20パーセントほど引き上げられており、これは実質的に自治体や事業者、地域住民にとっての負担増につながります。電柱や電線を占有する企業にとっては、維持コストの上昇が避けられず、最終的に利用者への料金転嫁が懸念されます。また、地域の祭りやイベントで使われる草や道路などにも占用料が課されるため、自治会やNPOなどの非営利活動にも影響が出る可能性があります。</p> <p>占用料の改定にあたっては、地域別・物件別の影響評価（どれくらい負担が増えるのか、どのくらいの物件があるのか）を定量的に示していただきたいです。特に、地域の公益活動に関しては、減免措置の有無やその基準を明記していただければと安心です。</p>	<p>占用料は、公物である道路を継続的に使用する特定の者から、その使用の対価を徴収するものです。事例によってその影響は様々であるところ、パブリックコメント等の機会において、占用料の単価表を一覧的に示しているところですが、いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>■ 地域区分の根拠と更新ルールについて</p> <p>占用料は、第1級地から第5級地までの地域区分によって大きく異なりますが、その区分の根拠（地価水準、人口、交通量など）や更新ルールが明示されていないように感じました。特に第5級地は、北海道の広域な市町村を一括して含んでおり、地域によって地利や利用実態に大きな差がある可能性があります。</p> <p>地域区分の設定根拠や更新ルールを明文化していただき、必要に応じて細分化や柔軟な単価設定を検討していただくと、公平性が高まると思います。</p>	<p>所在地区分の設定については、道路法施行令別表（第19条関係）の備考第二号において明らかにしております。具体的には、 ① 市の特別区及び人口50万人以上の市の区域内 ② 人口50万人未満20万人以上の市の区域内 ③ 人口20万人未満の市の区域内 ④ 町及び村の区域内の土地 （についてそれぞれ土地の平均価格（その区域内の土地の価格の合計を当該区域内の地積の合計で除したものを算出し、その区域内の平均価格が①のもの以上のものを第一級地、①のもの未満かつ②のもの以上のものを第二級地、②のもの未満かつ③のもの以上のものを第三級地、③のもの未満かつ④のもの以上のものを第四級地、④のもの未満のものを第五級地としております。</p>
2	<p>■ 占用料の使い道と整備業者の選び方について</p> <p>占用料は道路の維持や修繕、管理に使われるとのことですが、実際にどんな整備に使われているのか、誰がその仕事を担っているのか、住民としてはなかなか見えづらいのが現状です。</p> <p>公共財源としての占用料に対する信頼を高めるためにも、以下のような情報を定期的に公開していただくとありがたいです。</p> <p>2 占用料の使途（整備件数、費用、成果など） 整備業者の選定プロセス（契約業者の一覧、選定理由、施工実績など） 地域企業の参入機会の確保（地域優先枠など） 住民によるモニタリング制度（施工後のアンケートや第三者評価など）</p> <p>占用料が「地域の安全や利便性を高めるための投資」であることが見えるようになると、制度への理解と納得も深まると思います。</p>	<p>指定区間内の国道に係る占用料については、一般会計の歳入の一部となり、さまざまな国の事業等に対して使われております。</p>
2	<p>■ 単価の算定式について</p> <p>一部の物件では「A¹×0.034を乗じて得た額」などの算定式が使われていますが、Aが何を指すのか（面積なのか長さなのか）、係数の根拠が何なのか分かりづらいです。</p> <p>自治体や事業者が予算を立てたり見積もりを出したりする際に困らないよう、算定式の構成要素や係数の設定根拠を明記していただくとありがたいです。</p>	<p>ご質問の「A」については、道路法施行令別表（第19条関係）の備考第七号に記載のとおり、近傍類似の土地の価格を算するものとしております。</p> <p>指定区間内の国道においては、単価の算出に当たり、不動産鑑定士に評価を依頼したり、固定資産税評価額や路線価を用いて算出したりしておりますが、どのような情報が利用できるかは占有する場所の状況により様々であり、一律の算定式や係数を定めることは考えておりません。</p>
2	<p>■ 制度運用における説明と参加の仕組みについて</p> <p>占用料の改定や地域区分の変更は、地域の公共事業や住民活動に直接関わるものです。にもかかわらず、住民への説明や参加の機会が制度上明確に位置づけられていないように感じました。</p> <p>今後の制度運用においては、以下のような仕組みをぜひ検討していただきたいです。</p> <p>2 地域区分の変更時に自治体への事前通知と説明会の実施 占用料制度に関するパブリックコメントの定期的な実施 地域住民や占有者の声を反映する協議会や懇談会の設置</p>	<p>今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>■ 子どもたちの活動環境への影響について</p> <p>最後に、個人的な思いを少し述べたいです。私は、地域の子どもたちが安心して活動できる環境を守りたいと考えています。今回の占用料改定が、地域のスポーツや文化活動、通学路の安全確保などに間接的な影響を及ぼすことを心配しています。</p> <p>2 例えば、地域クラブ活動で使う仮設の看板や道路、イベント用の幕などに占用料がかかることで、活動の継続や多様性が損なわれるかもしれません。また、道路整備に関わる業者の選定が不透明であれば、子どもたちの安全を守るインフラ整備に対する信頼も揺らぎかねません。</p> <p>占用料制度は、地域の暮らしと公共空間の質を左右する大切な仕組みです。だからこそ、制度の透明性や公平性、説明責任をしっかりと整えて、地域の声や反映される運用をお願いしたいと思っています。</p>	<p>今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>特に意見はありません。</p>	
4	<p>議記の件につきまして、以下の通り、弊社の意見をコメントさせていただきます。今後の占用料改定時に、ご考慮いただければ幸いです。</p> <p><意見1> ガス事業者の収支への影響について 増加しつづける道路占用料は、都市ガス事業におきまして、収支を圧迫しておりますので、占用料値上げは慎重にご検討いただき、在り企業者に配慮頂きますようお願いいたします。</p> <p><意見2> 遊楽緩和措置の上限引下げについて 今回の改定では、単年度で17%の価格上昇であり、収支に与える影響が非常に大きくなってまいります。遊楽緩和措置の上限引下げをご検討いただき、年単年度の上昇率の上限を低く抑えて頂きますようお願いいたします。</p>	<p>【意見1】 今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>【意見2】 現在の遊楽緩和措置の上限は、道路占有者の負担、占用料改定の実効性の確保、行政効率等の観点から、設定されたものです。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>日頃より弊社ガス事業に多大なご理解とご高配を賜りまして、本当にありがとうございます。</p> <p>議記の件、以下の通り、弊社の意見をコメントさせていただきます。</p> <p>今後の占用料改定時に、ご考慮いただきたく存じます。</p> <p>意見① 当社では、都市ガスの供給に際して利用者から徴収する費用（経済産業大臣の認可を受けた託送料金）を、安定的に且つ可能な限り低水準に定めています。その一部である各種占用料の増加が負担となっている実態があります。貴省に伺われましたが今回の増額改定は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>意見② 今回の改定案では単年度で10%を超える単価上昇であり、占有事業者の収支に与える影響が大きくなってまいります。占有事業者の急激な負担増加の軽減を図る措置を十分に検討いただきたく存じます。</p> <p>何卒、よろしく申し上げます。</p>	<p>【意見1】 今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>【意見2】 現在の遊楽緩和措置の上限は、道路占有者の負担、占用料改定の実効性の確保、行政効率等の観点から、設定されたものです。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>（1）近時の固定資産税評価額の上昇等の影響により、当社（道路占有者）の負担する道路占用料総額、特に地方公共団体に対して負担する道路占用料総額の増加が顕著である。また、国における道路占用料の額（単価）の見直しは、地方公共団体における道路占用料の額（単価）の見直しに事業上の影響を及ぼすと考えられる。今回の改定は、道路法施行令の一部を改正する省令案に基づいて、概ね10%から20%程度の増加となっており、今後の地方公共団体における道路占用料の額（単価）の増加につながりかねない。そうすると、当社の負担する道路占用料総額が増加し、会社収益は圧迫され、安全な公共サービスの提供（都市ガス供給）に悪影響を及ぼしかねず、最終的な不利益は国民に及ぶことになり得る。</p> <p>以上を踏まえ、御庁に於ては、今回の増額改定は慎重にご検討されたい。</p> <p>（2）前記のとおり、今回、仮に増額改定される場合、会社収益の圧迫は避けられないところ、従前、御庁において採用されてきた遊楽緩和措置は引き続き、講じていただくとともに、遊楽緩和上限倍率の引き下げなど、道路占有者の急激な負担増加の軽減を図る措置を十分に検討されたい。</p>	<p>【意見1】 今回の改定は、前回（3年前）の改訂時と同様に、地価の上昇等を反映したものととなります。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>【意見2】 現在の遊楽緩和措置の上限は、道路占有者の負担、占用料改定の実効性の確保、行政効率等の観点から、設定されたものです。いただいたご意見については、今後の占用料を検討する際の参考とさせていただきます。</p>